

「下請適正取引の推進に向けた 自主行動計画」徹底プラン



2023年 9月20日 策定

2024年 9月20日 改定

中小企業庁が2023年度に行った下請Gメンのヒアリングでは、紙・紙加工品業界において、「短納期発注の場合の適正なコスト負担」や「支払条件における現金化の推進」など、自主行動計画に記載があるものの、その取組が不十分、遵守が徹底されていない事項が指摘された。日本製紙連合会では、「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」のうち下請Gメンの指摘事項について、遵守の徹底をはかるため、会員各社において、調達部門を中心に社内一丸となり、以下の事項の徹底に取り組むこととする。

また、当徹底プランの遂行に向け、各社とも、調達部門のみならず社内隅々と、取引先に対して周知を行う。さらに、調査委員会傘下のワーキンググループにおいて、会員各社の各事項の実施状況について調査を実施し、その結果の検討を踏まえて議論し、当徹底プランの改定にも取り組む。

1. 取引対価について

1) 下請Gメンヒアリングに基づく中小企業庁の指摘事項

- ・合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、賃金の引上げ等が可能となるよう、十分に協議して決定されることが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・下請事業者と一切の協議をしないまま、目標価格又は価格帯のみを一方的に提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案をさせ、不合理な価格低減を強要すること。
- ・あらかじめ価格を決定せずに指名契約の形で発注し、後日、下請事業者との協議を行わず一方的に安い価格を提示し、不合理な価格低減を強要すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・下請事業者に対し、必要に応じて価格交渉を申し出てほしい旨を呼びかけること。

2. 短納期発注について

1) 下請Gメンヒアリングに基づく中小企業庁の指摘事項

- ・やむを得ず短納期で発注する場合には、下請事業者が支払うこととなる残業代等の追加コストを負担することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・会員企業の都合により、契約時に想定していない残業、休日出勤等を下請事業者に強いるような短納期発注を行う場合に、下請事業者から具体的な金額をもって追加コストの負担要請をされたにもかかわらず、一切の追加コスト負担を拒否すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・短納期発注が見込まれる取引については、短納期発注が見込まれる旨及び追加コストが発生する場合には負担する用意がある旨、事前に下請事業者へ伝えること。

3. 支払条件について

1) 下請Gメンヒアリングに基づく中小企業庁の指摘事項

- ・引き続き、現金化の取組みを強化していくことが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・支払いサイト60日を超える約束手形のみで支払いを行い、現金払いへの切り替えや、電子的決済手段等の代替手段を検討しないこと。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・約束手形、一括決済方式または電子記録債権を使用する場合は、取引先と十分協議し、双方納得のうえ実施すること。

4. 働き方改革について

1) 下請Gメンヒアリングに基づく中小企業庁の指摘事項

- ・働き方改革による下請事業者へのしわ寄せ等の不利益を与え、又は、下請事業者の働き方改革を阻害するような取引、要請を行わないことを徹底することが必要。

2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・会員企業からの発注に対応するため、下請事業者が恒常的に残業をせざるを得ない状況にある場合において、残業削減を要請されたにもかかわらず、一切の協議に応じないこと。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・下請事業者への発注の際、下請事業者の実情(人員や業務量等)を勘案し、残業時間の削減に配慮すること。